

JICA 環境社会配慮ガイドライン第2回パブリックコンサルテーション

日時 平成十五年十二月十七日（水曜日）

午後六時開会 大阪 YWCA（梅田）

- **事務局 上條哲也（以下 上條）** それでは、時間になりましたので、6時から8時にかけて、JICA の環境社会配慮ガイドラインの説明をさせていただきます。説明は大体 40 分ぐらいで終わると思いますが、そのあと質疑応答をさせていただきます。

私は JICA の環境・女性課の上條といいます。今日はお忙しい中お越しいただきましてどうもありがとうございます。

今日のこの2時間のパブリックコンサルテーションの様子は、議事録にも取りまします。マイクも用意してありますので、ご発言いただくかたはお名前を言っていて、もしお名前を載せるのは不都合があるというかたであれば、その旨言っただけならば名前を出さないような形で議事録にします。ご発言いただいたかたにはメールのアドレス等教えておいていただければ、議事録の確認もさせていただきます。議事録は、JICA のホームページに公開いたします。

今日、お手元には3種類の紙があります。ガイドライン案、改定委員会の提言、これからご説明するパワーポイントの配布資料です。

まず、このパワーポイントに従ってガイドラインの概略をご説明させていただいて、そのあと質疑応答にさせていただきますと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

今日は、このガイドラインの案を説明するのですが、これまでの経緯として、改定委員会から提言があったということ、今後の3月までのスケジュール、ガイドライン案の内容を説明させていただきます。

この改定委員会は、ちょうど今から1年前、去年の12月から今年の9月まで開かれまして、提言をいただきました。それが今、皆様のお手元にあるものです。全部で24名の委員で構成され、大学、NGO、民間、関係部署、政府の方々に参加していただきました。

議事録等、資料もすべて公開してあります。それは皆さん多分見ていただいていると思いますが、ウェブ上に公開しました。

今、皆さんのお手元にある提言は7章からなっていて、最後の7章は、ガイドラインの構成と内容という部分が JICA のガイドラインに反映したらいいという部分です。今お手元にあるガイドラインの案も、この7章に盛り込まれた内容をベースに作ってあります。

ガイドライン改定のスケジュールですが、今ガイドラインの1次案がホームページ上にアップしてあります。フォローアップ委員会の1回目と2回目を11月に開き、12月3日から2月6日までパブリックコメントを募集しています。あと、今日のよ

うな説明会を先週東京で1回開き、1月にもう1回東京で開く予定にしています。それ以外の地域の場合は、ご要望があればアレンジを考えたいと思っています。

今日のご意見もいただいて2月の中旬までにまとめ、それを反映させた2次案を2月中旬に一度作ります。そして、第3回のフォローアップ委員会を開き、そこでまた委員の皆さんにも見ていただき、コメント等があると思うので、コメントをいただいて修正案を作ります。3月上旬の第4回のフォローアップ委員会では、それを一応見ていただいて、おおむねよかろうというご判断がいただければ、3月中旬にJICAの中で必要な手続きをして、新しいガイドラインを作りたいと思っています。そして、4月1日から施行したいと思っています。

今から案の概要を説明いたします。

構成はこのように3部の構成になっています。序論がありまして、基本的事項、環境社会配慮のプロセス、環境社会配慮の手続き、あとは別紙が1、2、3、4とあります。

まず、目的です。後でご説明しますが、JICAにはいろいろなスキームがあって技術協力を行っています。そのスキームを通じて環境社会配慮を支援、又は確認をきちんとやるのが目的です。その目的に当たって、JICAが行う責任と手続きを明確にするということ、またそれを明確にしたことによって相手国政府にも求める要件を示し、それをクリアしていただくように求めるということを考えています。

基本方針は七つあります。先ほどご説明した提言の中に、七つの基本方針をいただきまして、それをそのまま反映させた形になっています。

1番目が、環境と社会ということを云っているのですが、特に社会の面で幅広い影響を対象とする。2番目は、なるべく早い段階から環境社会配慮を実施する。具体的には戦略的環境アセスメントの考え方を導入したい。3番目は、JICAの協力事業が終わった後に確認等が必要なものがある場合、その確認行為を、フォローアップを通じて行いたい。4番目は、JICAが協力事業を行うに当たって説明責任を果たす。5番目は、環境社会配慮を行うに当たってステークホルダーの参加を求める。6番目は、4番と5番とも関係しますが、情報公開を行う。7番目は、JICAの実施体制を強化する。以上7点です。

JICAの責務についてですが、環境社会配慮の協力事業における主体は、相手国側に担っていただくわけなのですが、JICAは相手側が環境社会配慮を行うに当たって、その支援と確認を行うということにしています。

具体的に言いますと、環境社会配慮調査という言い方をしているのですが、その調査を相手側と一緒にやって行って、そこで相手側をいろいろ支援する。

事業の実施段階にいく協力事業もあるのですが、その場合はモニタリングも行う。

そして、先ほどの基本方針とも重なるのですが、協力事業の終了後、JICAが支援したことが相手側の意思決定などに反映されることを確認するために、フォローア

ップを行う。早い段階から環境社会配慮の確保を行う。説明責任と透明性を確保する。また、直接には関係なく、このガイドラインで直接カバーされるスキームではないのですが、JICA はいろいろな専門家を海外に派遣しており、そうした専門家にもこのガイドラインの趣旨を尊重してもらうということを謳っています。

対象とする協力事業として、JICA には小さいものから少し大きなものまでいろいろなスキームがあるのですが、このガイドラインではある程度規模が大きいものを想定しています。開発調査といわれているフィジビリティ・スタディだとか、マスタープランといわれているもの、無償資金協力事業の事前の調査、技術協力プロジェクト、この三つをこのガイドラインの対象としています。

緊急時の措置については提言には入っていませんでしたが、JICA の案を作る段階で、緊急時の場合が想定されましたので、一つ項目として入れました。

緊急時とは何かというと、自然災害の復旧ですとか、紛争後の復旧・復興支援というような場合を想定しています。非常に早く実行しないといけないという場合に、第三者の専門家からなる審査諮問機関を作る予定ですが、そこに諮問して、なぜ緊急時の措置とするのか、実際にどういう処置を取るのかというあたりをご説明して、了解を得たうえで緊急時の措置というアクションを取りたいということです。そして、審査諮問機関に検討してもらった結果は、情報公開することになっています。

Ⅱとして、環境社会配慮のプロセスですが、情報公開を行います。これも相手国側に主体的に行ってもらいたいと思っており、それを原則としたいと思っています。ただ、JICA としても協力事業を行うに当たって、自ら情報公開を行うことにしています。

情報公開の手段は、JICA のウェブサイトに掲載したり、JICA の図書館に置いたり、あとは海外の事務所で閲覧してもらうということを考えています。

ステークホルダーとの協議ということも謳っています。合理的な範囲内でできるだけ幅広く、相手国政府と共同でステークホルダーとの協議を実施する。そして、協議の結果は協力事業に反映させる。

また後でもご説明するのですが、影響の程度に応じてカテゴリを作っています。カテゴリ A というのは非常に大きな影響が生じる場合なのですが、そのように想定される場合は、少なくとも 3 回ステークホルダーとの協議を行うことにしています。最初の調査の項目を決めるスコーピングの時、調査をしておおよそのプランが決まり、環境社会配慮の概要を検討する段階、あとは協力事業の最終報告書の案が作成された段階、一応この 3 回でステークホルダーの協議を行い、いろいろな意見を聞いて、必要に応じてその意見を反映させたいと思っています。

環境社会配慮の項目では、環境のテーマ・項目はここに書いてあるとおりでありますが、それに加えて社会的な影響をかなり広く入れています。非自発的な住民移転の問題や、その地域の雇用や生計手段といった経済の問題、土地利用や地域資源の利用、

社会関係資本や地域の意思決定機関というような社会的な組織の話、社会インフラ・社会サービス、貧困層や先住民族、被害と便益の分配や、開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子供の権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症という項目にしてあります。

いろいろ協力事業を行い、またその中で環境社会配慮を行っていくに当たりまして、JICA の中だけで物事を決めるのではなくて、第三者の機関として、審査諮問機関も作りたいと思っています。そこでは、協力事業をやるかやらないかという検討の段階にも関与していただくことと、一つ一つの協力事業においてどのような緩和策を講じたらいいか、どのような影響の項目が適当かなど、技術的な支援もしてもらうことを考えています。

先ほどもちょっとご説明しましたが、協力事業の要請が上がってきて、その検討を JICA がまず行う段階で、JICA としてこの協力事業をやるべきか、やらざるべきかという検討をするときに、まずカテゴリ分類を行うという考え方です。カテゴリ A B C の三つに分けることにしています。A は非常に大きな影響があり、その影響の及ぼす範囲も広いというものです。B は影響の程度が A より小さくて、及ぼす範囲も限定的だと見なされるものです。C はほとんどないと考えられるものです。このように A B C に分けまして、そのカテゴリに応じた支援を行っていくという考え方です。

A や B や C を分けるときに参照する法令と基準なのですが、まず第一義的には相手国政府が定めているいろいろな法令や基準を参照して、それが妥当だと判断される場合はそれに従います。しかし、例えば日本やほかの国際機関、また先進国の基準に比べて、相手国の基準をそのまま採用するのはちょっと問題があると予測される場合は、ほかの事例を参照します。あとは、相手国のその地域のガバナンスの状況にも留意するということを謳っています。

先ほど、影響の項目が広いと言いましたが、実際に調査して調べる影響以外に、社会環境と人権に配慮するという項目も立てています。これは、調査の方法や意見を聞くときにいろいろと配慮するということです。その地域の実情を十分考慮する、あとは、ここに書いてあるような人権基準を尊重するということを謳っています。

また、ガイドラインの中に、JICA の意思決定という項目を作っています。JICA は、もちろん外務省からの指示に従って協力事業を行うわけですが、外務省に対して、まず JICA が要請検討のときに JICA の意見を作り、その意見を外務省に提出し、提言を行うということにしています。そのあと、外務省がほかの各省とも協議したうえで事業実施を決めるわけですが、その事業実施の段階にも、当初は分かっていたとしても、事業を進めて新たな情報が入っていく中で不適切だという場合や、いろいろな対策を講じてもなかなか対処が難しいという場合には、再度、中止も含む必要な措置を盛り込むということを、外務省に提言したいと思っています。

ガイドラインは今回、来年4月には施行し、それを実際に守って協力事業を行っていくわけなのですが、その体制として、JICAの中には今現在はないのですが、環境社会配慮を審査する部署を設置したいと思っています。あとは、まだペーパーにはなっていないのですが、協力事業を行うに当たって何か支障が起きたことを想定したときに、JICAに対して不遵守だと、ガイドラインを遵守していないという異議申立を受けられるような体制を整えたいと思っています。

ガイドラインの適用なのですが、3月中までには完成させ、来年4月1日から施行したいと思っています。ガイドラインを完全に適用するのは2004年度の要請案件からです。

そのあと5年以内にガイドラインの見直しを行い、必要に応じて改定していきたい。改定に当たっては、透明性と説明責任を確保した方法で行いたい。

また、今実際に環境社会配慮を行うに当たっても、影響を調べる方法など、まだ分からないものも多いので、調査研究も行って、そういう成果も改定に反映させたいと思っています。

これは手続きのイメージです。最初、カテゴリ分類をしまして、そこで先ほどABCに分かれるとご説明しました。Aでは、調査のレベルはEIA（環境影響評価）レベル、現地でいろいろなデータも取って、調査期間も少し長くなると思うのですが、そのようなレベルの調査を行います。そこでまたステークホルダーとの協議も行うことにしています。

カテゴリBと位置付けられたものは、IEEレベル、初期環境評価ということで、EIAレベルよりは簡易なもので、主に既存の情報だとか、その地域の専門家の方と話をする、現地調査をするというようなことをして、既存の情報やいろいろなリソース・パーソンの話を聞いて調べるということを想定しています。カテゴリBはかなり範囲が広くなることを想定していますので、必要な場合はステークホルダーとの協議も行います。

カテゴリCの場合は、影響はほとんどないと見なせるものですので、カテゴリ分類をした段階で、環境社会配慮面の仕事は終わりにします。

以上のカテゴリABCごとの調査を行い、もちろん環境社会面以外の調査も行っているわけですが、プロジェクトの計画がなされます。JICAが関与するのは大体プロジェクトの計画・立案段階までが多いのですが、そのあとプロジェクトの審査・承認、プロジェクトの実施、JICAが関与する場合はそこでモニタリングも行います。あとは、プロジェクトの事後評価というプロセスになっていくということです。

先ほど、JICAでの今回のガイドラインの対象は、開発調査と無償資金協力と技術協力プロジェクトだにご説明しました。先ほどのイメージの中でプロジェクトがステージごとに進むわけですが、この黄色で書いてあるところがプロジェクトのサイクルの中でJICAが担当している部分です。

これでご承知いただけるように、スキームによって担当するサイクルが違います。そういう実情をまずご理解ください。

開発調査の場合は計画を作るところまでを JICA が担当します。開発調査とはフィジビリティ・スタディとかマスタープランです。無償資金協力の場合、JICA は、計画作りと、そのあとの審査、交渉、承認というところには関与しないのですが、実施・監督や評価という段階で関与します。技術協力プロジェクトの場合は、いちばん上流部分から最後の評価する部分まで、JICA が主に担当するということになっています。

要請確認の段階で謳っていることですが、カテゴリ A になった場合は、その案件の国や場所、概要をホームページで公開して、情報を持っているかたや意見があるかたからいろいろな情報を得たいと思っています。情報を得た場合は、先ほど JICA から外務省に提言を行うと説明したのですが、その提言の中にその情報を反映させたいと思っています。

JICA が提言を外務省に提出した後、政府のほうで案件を決めていくわけですが、案件が決まった段階ではどんな案件が決まったのか、協力事業のリストを公開することと、カテゴリ A と B の場合は、JICA が外務省にどんな提言をしたのかという内容も併せて公開します。

今、口で説明したことをここにフローにしてみました。要請案件の検討をして、カテゴリ分類を JICA がするのですが、その段階でカテゴリ A のものは情報公開します。情報が足りないものは追加情報を収集します。そういうことをして、外務省に対して提言をし、そのあと政府のほうで案件を決めて、外務省が国際約束を締結し、JICA のほうには指示が来ますが、その段階で協力事業の内容を情報公開します。カテゴリ A と B については、JICA から外務省への提言も併せて公開します。

これから各スキームごとの説明です。これは開発調査のスキームの流れですが、相手国政府、日本外務省、JICA がかかわっています。JICA のかかわってくるのが右側の黄色いところですが、そこで必要な環境社会配慮を行うということをこのガイドラインで書いてあります。

開発調査の場合、カテゴリ A になった場合は事前調査をまずやりまして、そこでいろいろな情報を得てきたり、相手側と調査を行うに当たっての情報公開やステークホルダーとの参加のいろいろな決め事をしてきます。そのあと S/W の締結をし、スケールの大きな調査を行うのですが、そこで EIA レベルの調査をします。環境社会配慮面では、スコーピング、アセスメント、ミティゲーションというような手続きがあるのですが、スコーピングの段階でステークホルダーとの協議を、ひととおりミティゲーションまで検討して、概要検討のときにまた協議を入れ、最終報告書案ができたときにまた協議を入れます。そして、最終報告書ができたら情報公開するという手続きを経たいと思っています。

これはマスタープランというもので、かなり早期の段階の調査で、非常に範囲が広がったりします。先ほどのフローで最初に事前調査を行うと言いましたが、事前調査のときには、カテゴリ A と B であった場合は環境社会面の団員のかたに入っていただきます。スクリーニングというのはカテゴリ分類のことで、要請の検討段階で 1 回カテゴリ分類をしているのですが、事前調査段階でもう一度行いまして、あとは予備的なスコーピング、調査の仕様を決めます。相手側と情報公開のことやステークホルダーの参加のこと、調査のスケジュールのこと、調査の方法、調査の項目、そういうものを議論して決めます。

そのあと、JICA のほうで調査を行うと決めた後に、S/W の署名をします。事前調査のときに合意していますので、あまりここで問題が起きるといことは想定していないのですが、ここの段階でもし合意できないことが起きれば、それは保留して、もし本当に何か新たなことが分かって実施しないほうが良いという場合があれば、外務省に中止を提言します。署名が終わった段階で、S/W と事前調査の段階で調べたいろいろな情報を公開します。

そのあと本格調査に移るのですが、本格調査の段階でもカテゴリ A と B については必要な団員を加え、この段階では IEE レベルを想定しているので、その調査を行います。A 案件であればステークホルダーとの協議を、先ほども言いました三つの段階で行うということです。

次がフィジビリティ・スタディというもので、先ほどのマスタープランに比べればちょっと後の段階、事業段階ということになります。その段階では、事前調査までは同じような配慮を行うのですが、本格調査となったときには、IEE レベルよりは少し詳細な EIA レベルになります。あとステークホルダーとの協議を 3 回行うことは同じです。

カテゴリ B の場合は、1 回 IEE レベルの調査をした後に、もう 1 回カテゴリ分類を行います。また A B C に分けて、もし A になった場合は A の手続きのほうに進むと考えています。

詳細設計というものを JICA はやっています。詳細設計というのは F/S 調査をした後、相手国政府がその事業の実施を決定したときに、通常であれば JBIC がやっている円借款のプログラムの中で対応しているものですが、JBIC との連携で行う詳細設計調査というものがあり、そのことを想定しています。その場合は、まず JBIC に円借款のためのガイドラインがありますので、それでカバーしていただき、JBIC が審査して適切だと判断していただいたものを JICA は行うと想定しています。

また、環境社会配慮面は JBIC のガイドラインで対応していただいて、JICA はエンジニアリング分野を主に行います。JICA が調査を行う中で JBIC の審査結果と異なる状況があるかないかを確認するのですが、もし異なる状況が生じたと判断される場合は、JBIC に対処を伺うという形にしています。ですから、連携 D/D の場合は、

JBIC のガイドラインでカバーしていただくというのが考え方です。

連携 D/D 以外の場合、これは数がほとんどないと思っているのですが、もしそういうものがあつた場合は、JBIC のガイドラインに準拠したいと思っています。それ以外は同じで、エンジニアリング分野を主に行い、あとは環境社会配慮の確保を確認することはします。もし新たな何かが生じてしまった場合、これは、JBIC は関与していないので、相手国側に適切な実施を促すことを考えています。

今度は無償資金ということですが、やはり黄色いところが、JICA が担当しているところ。外務省から指示があつたら、予備調査や基本設計調査を行っています。実施の段階で外務省から指示があつた場合は、実施促進を行っています。

この無償の場合でカテゴリ A になつた場合、まずは EIA 等が事前になされているかどうかを確認し、なされており、それが適切だと判断された場合は、環境社会配慮面のことは特に行わず、基本設計調査という施設を設計するような調査に進みます。ただし、最後の報告書は情報公開します。EIA 等が行われていない場合、外務省を含めて JICA の中で検討し、開発調査のスキームを使って EIA レベルの調査ができるか、又は協力の中止をしたほうがいいのかということであれば、外務省に提言するということを想定しています。

カテゴリ B になつた場合は、JICA の無償資金協力のスキームの中で対応できると思っています。予備調査の中で環境社会配慮の調査をし、その結果は情報公開します。それをした後にもう 1 回スクリーニング等をし、また A B C に分けて、A の場合はもう一度詳しい調査が必要だということを提言し、B の場合はもう対応したということで、次は基本設計に進みます。C の場合は、この段階で環境社会面の調査を終わらせるということを想定しています。

今言ったことを繰り返しますが、A 案件の場合は、特にそのあと必要な調査が行われている場合は、基本設計調査を行います。A 案件だが、まだ必要な調査が行われていないという場合は、協力の中止ということも含めて外務省に提言します。ですから、JICA のほうでなかなか対応できないということです。B 案件になつた場合、事前に行われている場合は B/D 調査を行います。JICA の予備調査で対応する必要があるという場合は、IEE レベルの調査を行います。

最後の技術協力プロジェクトのことですが、これも右側の JICA と書いてある黄色いところが、JICA の行っている部分です。これは、実施監督、そのあとの評価まで JICA が担当しているという特色があります。

カテゴリ A になつた場合は、これも無償資金協力と同じような考え方ですが、EIA 等が行われている場合は環境社会面のことは特に行わず、R/D という協力事業を始めるに当たっての合意文書の締結をし、モニタリングは行い、そのあと評価を行うという形です。実施されていない場合は、これも無償資金と同じですが、開発調査等を行うほうがいいのかという提言を行います。

カテゴリ B の場合ですが、これも事前調査という中で IEE レベルの調査を行い、そのあともう 1 回スクリーニング行いまして、A B C に分けます。A の場合はもうこれ以上なかなか JICA のほうでは対応が難しいので、外務省に提言します。B の場合は、そのあと R/D 協力事業に続き、C の場合は環境社会面の調査は特に行わないということです。

これもまた、今言ったことの繰り返しになるのですが、技術協力プロジェクトの場合、プロジェクトの計画の段階から実施の段階まで通して JICA が支援します。A 案件の場合で事前に必要な処置が行われている場合は、環境社会面のことは特にやらずに、プロジェクトを直接実施します。特にまだされていなくて、何か環境社会配慮面の対応が必要だという場合は、外務省に提言します。

B 案件の場合も同じですが、事前に必要な調査が行われている場合はプロジェクトを実施しますが、改めて行う必要がある場合は、IEE レベルの調査を行って対応するということです。

技術協力プロジェクトの場合、事業実施まで担当しますので、そこでモニタリングという行為も関係してきます。基本的には相手国側にモニタリングをしていただくのですが、その結果を確認します。不十分だという場合は、相手国側に適切な対応を求めます。ただし、求めてもなかなか対応が難しいという場合は、JICA が必要な協力を行うという考え方です。

フォローアップというものもあります。いろいろな支援をして、その結果が相手側の対策にちゃんと考慮されるということを確認すること、その行為のことをフォローアップと言っています。

具体的には、EIA の手続きの中に、JICA の行ったいろいろな支援の結果が反映されているかということを確認することや、もう少し具体的なことですが、住民移転計画や影響緩和策の中に反映されていることを確認します。確認した後、その結果を情報公開します。

また、JICA の協力が終わってしまった後に、予期せぬ影響が生じたという情報を JICA で得た場合、実施しない場合もあるとは思いますが、現地調査などをし、問題の把握に努めることにしています。

別紙が 4 枚付いていまして、別紙の 1 は、相手国政府に求める環境社会配慮の要件をリストアップしています。これはかなり一般的なことですが、必要な事業の場合、相手側に代替案や緩和策を検討してほしいとか、定量的な評価をしてもらいたい、EIA 報告書を作してほしい、あとは必要であれば第三者委員会を設置する、検討する影響の範囲、社会的合意の重要性、非自発的住民移転の重要性、先住民、モニタリングが必要だということを書いてあります。

別紙の 2 は例示として、影響を受けやすいセクターや特性、又はその地域を示してあります。

別紙の3は、カテゴリ分類を行うに当たって情報が必要ですので、相手国側に要請をしていただくときに、環境社会面の影響があるのかないのかということをこの様式に従って答えていただき、その情報に基づいて JICA としてどのような環境社会影響に対する対応が必要かということを考えたい、その情報を書いていただく様式です。

別紙の4は、カテゴリAと見なされた案件に対して、EIA 報告書が必要になるわけですが、その中で書かれていなければいけない項目を挙げています。それがここに書いてある8点です。

以上がガイドラインの案の概要ですが、今、パブリックコメントを受け付けていまして、今日この場で提案をいただければそれをそのまま受け付けさせていただきますし、また今日の説明の後にもし何か思いついたことがあれば、メールしていただければ受け付けます。いただいたパブリックコメントは、2月中旬に開く第3回のフォローアップ委員会の中で発表させていただき、最後に JICA のガイドラインを作るときにも、どのようなコメントがあったかということは公開したいと思っています。

以上を私の説明にさせていただき、あと1時間20分ぐらいあるのですが、ご質問等あれば、具体的な提言、提案等あれば教えていただきたいと思います。

もしご質問等があれば、手を挙げていただければ。ご発言いただく前に、記録を取っている都合があるので、お名前を最初に言っていただけますか。お願いします。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **神田** ODA 改革ネットワークの神田と申します。お話を拝聴してしまして、あるいはこのプロセスを見てしまして、13年前の90年に環境配慮ガイドラインが策定されたときと全く異なるということに感銘を受けている次第です。

こういった透明なプロセスで環境社会配慮ガイドラインを作られようという姿勢自体に共鳴を覚えますし、このような政策立案プロセスをもう少し JICA のほうで誇られてもいいのではないかという思いもあって、今日は伺いました。

というのも、JICA のウェブサイトを見まして、パブリックコメントを送付するというので、どういう手続きをしようかなと思ったときに、私のようにこうやって関心を持ち続けて見ている人間には意見を言いやすい状況ではあるのですが、恐らく一般のかたにしてみたら、自分がここにどうアクセスしたらいいかということが分かりにくいのではないかと思います。このようなガイドラインの策定プロセスがいかに意味ある、意義あるものなのか、そこに対して一般の市民が意見を言うことにどのような位置付けがあるのかということなどがもう少し丹念に書かれていたら、多くのかたがコメントしやすいのではないかと思います。それから、JICA がこのような透明なプロセスで事業をやろうという姿勢でいらっしゃるということが理解されやすいのではないかと思います。

ですから、お忙しい中かと思いますが、そういったことをウェブサイトで工夫されるということがもっとあってもいいのではないかと。広報などに相当予算をかけられていると思うのですが、JICA は海外でこんないいことをしていますよ、というきらいが多いなと思います。国内でこういう責任あるやり方をやっていますよということは、もっともっと強く打ち出される必要があるかと思います。

つきましては、こういった手続きに関して若干コメントがあるのと、内容に関しまして引き続き幾つか申し上げたいと思います。

一つは、最後におっしゃっていただいたのですが、パブリックコメントをまとめて、ウェブサイトで公表していただくというお話がありました。これに関して私自身大事だと思っていることは、どういったコメントがありましたよという話だけではなく、それに対して JICA がどのように対処したかということ。そして、当然、採択できるコメントと否定されるコメントがあると思うのですが、採否の理由も加えて公表されることがすごく大事ではないかと思います。こういったことがないと、コメントした側も、自分のコメントがどう扱われたかということが非常に分かりにくい中で、せっかくこういう手続きがあって活用しようとしたのにあまり意味がなかったなと思われてしまうこともありますので、非常にお手数かと思いますが、そういうことを明記される必要があるかと思います。

それに併せまして、今回大阪でこういった公聴会を開いていただいているのですが、もう少し各地で丹念にやる必要もあるのではないかと、いう思いもあります。多分ウェブサイトで公聴会の案内が出てから、開催までの期日が短いということもありまして、今日もそんなに多くの人が来られているわけではありませんが、少なからず、全国各地でこういったことに興味のあるかたはいらっしゃると思いますので、東京、大阪開催だけではなくて、可能な限りやはり開催される必要性があるのではないかと、思います。

それから、後先になりましたが、こういったプロセスが今後 JICA の政策文書を作られる際に、あるいは実施手続きを作られる際に踏襲されていくということをぜひ要望したいということ。

それから、こういった公聴会をされるときにも、一般の市民に対して呼びかけるだけではなくて、関係各省、あるいは自治体のかたなども招かれたらどうかとも思われます。それぐらい JICA の今回されてきたプロセスは透明度が高いという意味で、変な言い方ですが、特に ODA の主管省庁である外務省がされるような手続きに比べましても、はるかに透明度が高いわけですから、外務省が JICA から学ぶということもあってもいいのではないかと。あるいは近畿地方のいろいろな自治体のかたが来られて、こういうプロセスを学ぶということがあってもいいのではないかと、それぐらい野心的になられてもいいのではないかと、思ったりもします。褒めすぎかもしれませんが、それが手続きに関してのコメントです。

あと、内容に関して若干話をしたいと思います。参加と公開ということが多く謳われていることが今回のガイドラインの特徴ですが、これに関して幾つか不十分な点があることは、後ほど私どもの仲間が意見すると思いますので、幾つか根幹の部分でお話をしていきたいと思います。

具体的には4ページにある定義の部分で、定義の1.に、「環境社会配慮とは」の後にいろいろと書かれていますが、「非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重」にとどまっているあたりが、少し物足りないような気がします。特にこのような入れ方が適当かどうかは、後日検討してメールで送らせていただきますが、「女性、少数民族、先住民族等、社会を構成する多様な人々の人権」という形で入れればどうかと思います。今回のガイドラインに通底して、とりわけジェンダーへの視点が弱いような気がしていますので、ここで女性という文言は入れていく必要があるのではないかと強く思う次第です。

それから5ページ、基本方針の重要事項2に「早期段階から」と書かれています。「早期段階」というのは、少し抽象的な表現すぎるのではないかという気がします。「最も初期の段階から」というふうに、この「早期段階」を置き換えたほうがいいのではないかというのが、かねてから私自身考えている点でもあります。これが2点目です。

3点目に関しましては、社会的弱者を表す言葉にばらつきがあると見ています。具体的に申しますと、10ページの表現と22ページの表現、双方に社会的弱者を表す表現が見受けられます。10ページの2.7の2.に「女性、先住民族、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権」という表現があり、一方、22ページで申しますと、社会的合意の2.の部分に、「女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については」とあり、相互に漏れ落ちている部分があるように見受けられます。

10ページに「こども、老人、貧困層」が抜け落ちていますし、22ページのほうには「先住民族、マイノリティ」という表現が抜け落ちています。あるいは両方に抜け落ちている部分としましては「少数民族」、これはマイノリティというカテゴリに入れられるのかもしれませんが、こういった文言の問題というのは、実はNGOを表す言葉にもあります。そのことに関しましては、具体的に後ほど仲間が申し上げるとしますのでこれぐらいにしておきますが、実は社会的弱者を表す言葉は非常に大事なポイントではないかと思います。

策定の段階でかかわっておられる方々は、そういうことを十分に認識されていると思いますが、後々これを活用される方々において、誤解や読み違いがないように統一していく必要があるのではないかと思います。

それ以外にも見つかったら、また後ほど申し上げたいと思います。ちょっと長くなりましたが、以上です。

- 上條 確認ですが、今の3点をご提案ということによろしいですか。
- 神田 はい。
- 宮田 同じく ODA 改革ネットワークの宮田と申します。数点提案があります。まず1点目が理念の下の方で、「したがって、『環境社会配慮』は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理」とあって、そのあとの「ステークホルダーの意味ある参加」という文言がありますが、この意味ある参加というのはどのようなものを指しているのか、私的にはあまりにも抽象度が高い表現で、どのような参加なのか、注釈などで付ける必要があるのではないかと思います。

もう1点は、5ページの基本方針の中の重要事項5「ステークホルダーの参加を求める」というところですが、2行目の最後のあたりから、「現地で活動している NGO」という文言がありますが、この場合、現地で活動している NGO に限定する必要はないのではないかと私は思いまして、「現地で活動している」を削除して「NGO」という表現でいいのではないかと思います。

あと1点気になった点は、そのあとの「参加するステークホルダーは責任を持った発言を強く求められる」というところで、「責任」というのは各セクターによって異なる部分があると私は思うので、この責任を削除すべきではないかと思います。

今のところは以上です。

- 上條 「意味ある参加」ということですが、これは定義するとなかなか難しいのかもしれないのですが、形ばかりの参加ではないということを言いたいのです。一方的なことではないと。双方のコミュニケーションがあって、相手側のステークホルダーの方々が言った意見が計画に反映される、そういう参加だということを言いたいのです。

あと、「現地で活動している NGO」の「現地で活動している」というのを、取ったほうがいいのではないかとということなのですが、ここはステークホルダーの範囲を想定しています。NGO の方でも他の方でも、意見を言うてくださることはもちろんいいのですが、ステークホルダーとする方、ここで「現地で活動している」ということは、その国のローカルの NGO の方も国際的な NGO の方も両方含んでいるという意味合いなのです。

ただ、「現地で活動している」という言葉を加えた理由は、例えば事業のことを全然知らない方というのでしょうか、そういう方はステークホルダーとは違うのではないかという考え方なのです。意見を言うてくださるのはもちろんいいのですが、ステークホルダーではないのではないかと。ステークホルダーであれば、やはり現地で、国際 NGO でも現地の NGO でもいいのですが、何らかの活動をしているのではないかと。そういう考え方で「現地で活動している」という言葉を入れたのです。

あと、「責任を持った発言」ということなのですが、これも改定委員会の中で議論があって、中には例えば NGO でもいろいろな方がいらっしゃって、ステークホルダー

一といろいろ協議をしている中でも、混乱させることを目的にする方もいる、そういう現実もあるということなので、責任ある発言をしてくださいということをガイドラインに入れたということです。ただ、今はご提案ということなので、それは承知しました。

- **宮田** 最初に策定プロセスの話がパワーポイントで説明され、その中で、このあと第2次案が、パブリックコメントと今回のパブリックコンサルテーションの結果を踏まえて出されるということが説明されたと思うのですが、そのあとに公聴会は予定されていないのでしょうか。もしくはパブリックコメントを載せる予定はないのでしょうか。
- **上條** 今はその予定はなく、2月中旬ぐらいに1回フォローアップ委員会を開きます。もちろん議事録や資料などはウェブサイトに掲載するのですが、それに対してご意見をいただくのはもちろんいつでも受け入れています。そういうウェブサイト上でご意見を伺うということはするのですが、2次案に対して、また今日のような場を設けるという予定は、今はありません。
- **南** ODA 改革ネットワークの南と申します。追加文言を提案したいのですが、2ページの序論、最後から3行目の「相手国政府に対して」というところに、「相手国政府及び日本国政府」、その次の行にも「相手国政府及び日本国政府」というのを追加したらどうでしょうかということです。それから、3ページから4ページにかけても「相手国政府及び日本国政府」を追加するということ。

それと、言語の問題なのですが、6ページにあります相手国政府に求める要件の「3. 相手国の公用語又は広く使用されている言語」というところを、「相手国の公用語及びその現地の言葉」にしないと、現地の人々の了解、説明にはならないと思います。言語に関しては、8ページにも情報の公開の「9. 相手国の公用語及び広く使用されている言語」、すなわち現地の人に理解してもらえるような言葉は必要ではないかと思います。

今のところはそれだけです。

- **上條** 確認ですが、英語とかそういうものは大体作るわけなのですが、それ以外に例えばある国で公用語があって、それプラス広く使用されている言葉がもし別にあるならば二つ作るべきだということですか。
- **南** そうですね。

公用語だけだったら、地方によって、民族が違えばいろいろ言語がありますでしょう。タイだったらタイの中でも。その人が分からなければ何の意味もないのではないかと思います。そういう意味です。
- **幸長** ODA 改革ネットの幸長と申します。若干質問したいのですが、まず9ページの審査諮問機関のところなのですが、読んでいてこの機関の役割がよく分からないなと思って、特に先ほどご説明されていたのを伺っていると、技術的支援をなさる

という表現をされていて、そこもよく分からないなと思っていました。また、要請段階から関わるとされていますが、それでどの辺まで関わりたいのかという辺りもよく分からないので、もう一度ご説明いただきたいと思います。

それに関連して、11 ページのガイドラインの適切な実施と遵守の確保というところですが、「事業担当部局から独立した組織」という表現で「ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う」と書いていらっしゃるのですが、ここの部局とこの審査諮問機関は全く別個のものであると考えてもいいかという点が2点目です。

それから3点目で、事業担当部局というのは、JICA 中の事業担当部局ということなのかということです。とすると、審査諮問機関は JICA 内に作られるという理解でいいのですか。それとも全くの第三者機関を作ることなのか、その点を明らかにしてほしいと思います。

- **上條** 今のご発言は、審査諮問機関の役割ということですね。審査諮問機関には二つ役割があって、一つ目は JICA が意思決定をするに当たって、具体的にいうと、ある協力事業をやるべきかやらざるべきかという JICA 側の意見を作るときに、そこに一度参加してもらう。JICA だけで決めるのではなくて、第三者の方、JICA の職員でない方々の意見も聞くということです。あとは、教育事業を行って、そこで環境社会配慮を行うに当たって技術的な知見も必要になってくるので、それも得る。その二つがあると思います。JICA の意思決定に関与していただくことと、個別の協力事業に対して環境社会配慮面の技術的な支援をしてもらうことです。

例えば、JICA がある調査を行うときに、例えば代替案や調べる項目やその方法を JICA のほうで考えるわけですが、それに対して必要な場合はアドバイスをもらうとか、それは2点目のほうです。ですから、JICA の意思決定に関与していただくということと、個別の協力事業にアドバイスをいただく、その二つのことを想定しています。

2点目は不遵守のところでしたか。不遵守の機関と審査諮問機関が同じかどうかということですね。これは、不遵守のほうの対応をまだ議論していないのです。JICA の中でもまだどうしようかと考えているところです。不遵守に対する異議申立機関には、JBIC の事例がありますが、JBIC の事業と JICA の事業は多分性質がかなり違って、JICA の事業は事業実施の段階にあまり関与しないのです。特に大きな規模の事業の場合です。

開発調査であれば、JICA が開発調査、フィジビリティ・スタディをやって、そのあと円借款であれば JBIC が担当し、JBIC のほうはその中で異議申立制度を作っている。あと無償資金協力の場合であれば、JICA のほうで事前の調査をするのですが、そのあと事業を実施するかしないかというのは外務省が決めることで、その判断には JICA は関与しないということがあります。

あと、技術協力事業には JICA はずっと関与するのですが、それはかなり規模が小

さなものです。研究所を造るとか、環境社会面が関与するようなものであれば、多分病院みたいなものですとか、廃棄物が出るもの、あとは水質の汚染や大気汚染が少し出るとか、そういうものなのです。

JBIC と同じような異議申立制度を作ったほうがいいのかいけないのかと考えるときに、JBIC のことまで想定するほどのことではないだろうと思っています。特に JICA が何か調査することによって、紛争が起きてしまうということはなかなか想定しづらいと思っています。

ですから、結論からいうと、まだ答えは出ていないのです。そこで審査諮問機関に関わってもらおうという考え方もありますし、やはり審査諮問機関は協力事業に関わっているので、異議申立に関わるのはよくないという考え方もあると思います。ですから、すみませんが、答えになっていないのですが、まだ審査諮問機関が独立するか独立しないかということは、答えが出ていません。

これは僕の個人的意見ですが、審査諮問機関とは別途のものを作ったほうがいいのではないかと考えています。やはり審査諮問機関は協力事業に関わるので、自分に関わったことに対して異議申立があったときに、冷静に判断できるかというのと、やはりそれはなかなか冷静に判断できないのではないかと思うので。もしかしたら、異議申立が全然起きなくて開店休業になってしまうかもしれないのですが、別途なのではないかなとは想定しています。ただ、それはまだ完全に決まっているわけではありません。

最後のご質問が、事業担当部局のことでしたね。不遵守に対する申立機関は、そこも完全に第三者にしたらいいか、まだ答えが決まっていけないのですが、例えば今の JICA の職員が実際受け付けるということは多分ないと思います。ただ、JBIC では外部の大学の先生が二人なっていますが、そういうかたを実際にリクルートするのか、でもリクルートしても開店休業になってしまうのではないかと、いう気もしています。ただ、やはり審査諮問機関とは別途の先生方で、一つの委員会みたいなものだけ作っておいて、そういう事例が生じたときだけ集まってきてもらい、審査諮問機関とは別途のグループで議論してもらおう、ということはあるのかなと思っています。

ですから、それが完全に第三者機関なのかというと、パーマネントで人を雇うということは多分考えないと思うのですが、臨時的な組織を作るとことは考えてはいます。それが完全に第三者かと言われてしまうと、まだ明確ではありません。今現在はそういう答えです。

- 藤本 財団法人アジア・太平洋人権センターの藤本と申します。私は日本の ODA で、とりわけ JICA がマスタープランあるいはフィジビリティ・スタディを行ったプロジェクトの中で、結果として不幸にも非自発的移転を起こしてしまったプロジェクトを、たまたま幾つかこの 10 年ぐらい見てきました。

その私の視点から言わせていただくと、今回のこのガイドライン案で、5 ページ目の重要事項5、ステークホルダーの参加を求めるところで、「事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む）」と書かれていること、つまりいわゆる不法居住者もステークホルダーだと、多分、今回初めてこういうふうに認知されたのではないのでしょうか。これまでいろいろな文書を見てきた限り、あるいは結果を見てきた限り、いわゆる不法居住者はステークホルダーだと見なされてこなかったのではないかと、思って、今回この文言をわたしは評価したいと思います。

ただ、表現の問題なのですが、この不法居住者という言い方が何か、確かに最悪のパターンとしての不法居住者という意味ではいいのかもしれないのですが、ちょっと引っかかるのです。ちなみに、私は在日外国人の人権問題にもかかわってまして、やはり不法滞在者という表現をマスメディアや政府がしているのですが、わたしたち NGO の間では、不法という言い方はやはり少し引っかかりまして、超過滞在者あるいは非正規滞在者とか、未登録外国人労働者とか。言い換えと言ってしまうとそれまでなのですが、好き好んで不法、要するに悪いことをするための不法という意味ではなくて、どこか例えば空き地に住まざるをえない、公有地に住まざるをえなくてたまたま住んでいる人たちを指して、不法居住者と。これは英語では何て訳されるのですか。スコッターと訳されるのですか。それともイリーガル・レジデンツとか、どういうふうに訳されるのでしょうか。

- **上條** 金曜日に英文をプロビジョナル・トランスレーションで載せるつもりなのですが、その中では今はイリーガル・レジデンツにしています。
- **藤本** そうですか。これはついては、とにかく不法居住者という形でいく以外に言いようがないのでしょうか。
- **上條** 僕も別の言葉を知らないのですが、もしこういう言葉があると、例えば川べりに住んでいたとか、そういう人がいっぱいいるわけですが、そういう人たちを指すいい言葉があれば教えていただきたいと思います。
- **藤本** では、2月6日までに考えます。

もう一つ大事な質問なのですが、まだこれからたくさん中身について皆さんからご意見が出ると思うのですが、私は全体をぱっと見て、先ほど例えば社会的弱者の整合性がない点とか、神田さんが指摘されたような点にわたしも「あれ」と思ったのですが、でも全体として本当に細部にわたってよく書かれているな、と思って見えています。

私は、中身的に全体としては評価したいのですが、せっかく作ったこのガイドラインを、具体的に実施しないと意味がないわけです。その実施のためにいろいろ手かせ足かせをかけようと努力されていると思うのですが、いちばん気になったところは、やはり内容を読むと難しいことです。開発にかかわる人たちが読むとすらすらと読めるのかどうなのか、私はよく分からないのですが、私が読むと非常に難し

いのです、ただぱっと読んでも。それで、これを実施しようということになると、本当に中身を理解しないといけないわけです。

例えば、どこかに出てくる国際人権規約をはじめとする国際人権基準を遵守する、これだって、ものすごく膨大な内容の人権を守るための条約がありまして、これ一つ取っても大変なことです。

そこで、問題は7ページなのですが、「1.9 普及」というところに「JICA は、相手国政府や関係府省及び関係機関に本ガイドラインを説明し、その理解を求める」、説明し、理解を求めるだけで、果たしてこれを理解して実施するような力量がつくのかどうか、これがすごく疑問なのです。

ガイドライン改定委員会の提言のほうを見てみますと、21 ページ、22 ページに「環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保」、周知徹底とか実施体制、かなりきめ細かく提言が出ています。例えば、ガイドラインの周知徹底というところの下から3行目あたりに、「主要な援助対象国のみならず可能な限りの援助対象国の現地公用語への翻訳や配布、関心を持つ NGO、専門家、企業（現地コンサルタント）等を対象にしたセミナー等の開催が考えられる」、要するに勉強会、研修をするべきではないかという提言で、ここまできめ細かにする必要があるのではないかとされています。しかし、普及のところはたった2行で、これで本当に周知徹底できるのかなと非常に心もとないのですが、このところはどのようにしてこのようにそぎ落とされてしまったのでしょうか。以上が質問です。

- **上條** 別にわざと簡単に書いてあったわけでもないのですが、ガイドラインなのでこのような表現にしました。もちろんこのガイドラインは JICA だけで完結できるものではなくて、特に外務省ですとか、関係各省、実際に協力事業に関わって頂く方、専門家の方々に理解して頂かなければいけないし、もちろん JICA の現地事務所や海外の事務所、その中でも特に実際に現場に出ているナショナルスタッフといわれている人たちに、きちんと理解してもらわなければいけないということは理解しているのです。

ですから、それは1.9の普及が簡単すぎてしまうので、もう少し具体的に書いた方がいいのではないか、というご意見だと理解してよろしいのでしょうか。

簡単に書いたから、別に説明会をしないとかそういうわけではありません。JICA の職員にはもちろんやるのですが、あとは外務省で在外公館に行って経済協力を担当する書記官になる方とか、コンサルタントの方には、4月以降もいろいろな機会をいただいて説明するということは考えています。これから1～3月でこういう説明会を開かせていただくこととともに、いろいろな集まりがあるときにこちらから行かせていただいて、ちょっと時間をもらって説明するということもする予定です。そういう努力というか、皆さんに理解していただかないと JICA だけでなかなかうまくいかないところが多いので、それはそうするつもりです。

ですから、別にあまり私も意識していなかったといえれば意識していなかったのですが、1.9に書いた理由として何か特別な意図があるというわけではありません。

- 藤本 分かりました。どうもありがとうございます。
- 馬谷 AM ネットの馬谷といいます。これから2月のパブリックコメントまで含めて、どんな形で意見を出すかに関わるので聞いておきたいのですが、JICAは独立行政法人になって省庁との関係というか、はっきりいえば力関係が変わったのでしょうか。これから今のこのようなコンサルテーションをやったりパブリックコメントをしたりした上で、また何か委員会を開かれるのですよね。従来の検討の場で5省庁の人が、いわゆるあて職、何々課長という形で出ておられるのは、特殊法人である時代にはまあそんなものかなと思うのですが、独立行政法人になったら、通則法の精神から、あえていえば省庁は関係ないのではないのかと思います。

今回のガイドラインは策定経過がありますから、最後までいてもいいですが、私が心配しているのは、原案にいろいろ注文はありますが、なかなかいい線いっている、それぞれの委員さんもいろいろ頑張られて。それが、3月の策定までに、いろいろと陰日なたの話があって変わることがないのかなと。

前回のガイドラインを作るときは、省庁の意見がどういう形で通ったのか分かりませんが、少なくとも当時はいわゆる監督官庁ですよね。今は多分違うと思うので、その辺、このガイドラインを作っていくうえでも、執行のうえでも、省庁との関係でここが変わりました、というのがあれば教えてほしいし、基本的にはいろいろ難儀なことがあるということなら、ちょっとそれを考えて意見も出すし、というようなことが一つあります。今、はっきり答えてもらわなくてもいいのですが、何となく感じが分かるようなことをお聞きしたい。

それから、中身のことを一つだけ。4ページの12.でフォローアップが定義されています。フォローアップは大事なことだと私も思っているのですが、この定義を見ますと、相手国政府の意思決定に反映されたかどうかの確認となっていますから、これは一体何だろうという感じなのです。政府の意思決定にちょっと影響があったらそれでいいのか、みたいに読めてしまうのですが、しかし今日説明されたパワーポイントの画面ナンバーでいくと41ですが、これはフォローアップらしいと思います。最初の4ページに書いている定義とは全然違うレベルの話が書いてあると思うので、ここはごっそり入れ替えてほしいと思います。とりあえず以上です。

- 上條 1点目のことなのですが、独立行政法人になって省庁との関係が特に変わるかということは、僕の個人的意見かもしれませんが、基本的にはそんなに変わらないと思います。協力事業の決定権は政府にあるわけで、政府は外務省だけで決めるわけではなくて、インフラのセクターであれば国土交通省のかたもご意見を言うでしょうし、農業の関係であれば農林水産省のかたがご意見を言うでしょう。それは変わっていないと思います。

ただ、独立行政法人になって JICA の管理する能力、管理する権限というのでしょうか、予算の対処の方法だとか、人員のことだとか、そういう物事を JICA の中で決める範囲は少し広がったということだと思います。このガイドラインの環境社会配慮ということに関していえば、特に大きな変化はないと思います。

省庁の方々にも入っていただいて、JICA のガイドラインを作っていく作成プロセスに関与していただいて、その趣旨をちゃんと理解していただくということは、私は大事なことだと思います。これから何か個別の具体的なことになったときに、各省庁で意見交換をしたりするときには、やはりこういう場にも出ていただいたということは影響してくると思います。それが 1 点目です。

あと、フォローアップというのは、どういうことかということです。今、具体的に想定しているのは、例えば先ほど JICA はいろいろなスキームを担当していると言いましたが、主に考えているのは開発調査と無償資金協力事業です。技術協力事業の場合は JICA がプロジェクト・サイクルをずっと担当していますので、適宜確認できるわけですが、開発調査と無償資金協力の場合は、JICA が計画を作った後、JBIC が円借款のプロジェクトを行う間に、どこか空白の期間が必ず生じてしまうのです。JICA の協力事業の終わったところと JBIC が協力事業を始めるところの間に必ずちょっとすき間が生じます。無償資金協力もそうで、JICA が基本設計調査を行った後、外務省が無償資金協力を採択するまでの間に少し空白が生じてしまいます。日本の協力スキームの場合、資金協力事業の場合も無償資金協力事業の場合も、一つの機関が通して担当していませんから、その間が空いてしまうということなのです。

その計画のところで JICA がいろいろ関与して、緩和策を作ったり、ここでいえば住民移転計画を作ったりということをするわけですが、そのあと JBIC が円借款の事業を決めるまでの間に、JBIC にとってみたら相手国政府の意思決定を求めているわけで、それが事前の要件になると思います。ですから、JICA としては、JICA がいろいろ提案して支援した内容を、そのまま相手側の意思決定に反映してほしい。ただ、JICA の協力事業は終わってしまうし、JBIC からしてみたら JBIC の協力事業が始まる前のものなのです。ですから、そのところに少し何か確認する手立てを講じたほうがいいのではないかというのが、このフォローアップを作ろうという背景なのです。

定義のところは、フォローアップとは何かということを説明していることなので、これの言葉とそのままそっくり入れ替えてしまうということにはならないとは思いますが、もちろん今のご発言が実際の提案だということであれば、提案として受け付けはさせていただきます。

- 石中 AM ネットの石中と申します。若干来るのが遅れてしまったので、今から質問することはすでに説明されていることかもしれませんが、これの 2.5 のカテゴリ分類というところに関しての質問です。これがいかに適正に運用されるのかどうかと

ということです。まず一つに、その公開について、例えばカテゴリ ABC の三つに分けるということですが、例えばこれの運用基準は公開するのか。こういう場合はカテゴリ A にするとか、ただ単に環境に対する影響が大きいといっても、大きいとはどういう意味なのか、それをガイドラインに細かく書くのは多分無理だと思うのですが、別途運用基準みたいなものを作ってやろうというのがあるなら、それを公開するつもりがあるのかどうか。

あと、例えばカテゴリ C になった場合、今、私が見た限りではこれは公開の対象になっていないのかなと。こちらが「これはどうなっているの」と聞けば公開されるのかも分かりませんが、JICA のほうが自発的にこれはカテゴリ C に分類しましたというのではないのか。もっと別の言い方をしますと、カテゴリ C に JICA のほうで分類しても、「いや、そうではないのではないのか。これは、本当はカテゴリ A に分類すべきものではないのか」と、逆にわたしたちが意見を言う場がないと。

そういう意味で、例えば先ほど 2.9 のところで、別の方が、ガイドラインの不遵守に関する異議申立を行うことに関して、その部局をどうするのでしょうかという話で、先ほどの説明では、結局 JICA として、有償・無償にかかわらず、最終的なプロジェクトを行うかどうかに関する決定権がないから、やらないということでした。しかし、こういうカテゴリ分類のやり方自身が悪いのではないか、それがちゃんと行われていないのではないかという外からの訴えだとか、そういう機関があってもいいのではないか。そういう意味でもこういうものがあってもいいのではないかなと思いました。

例えば、パワーポイントで説明していただいた 8 ページの真ん中の表を見て思っていたのですが、カテゴリ分類 ABC と分かれていて、それに沿って計画立案に行って、最後にプロジェクトの事後評価とあるのですが、結局事後評価の結果、これは本来カテゴリ C ではなくてカテゴリ A だったという評価が出た場合、ちゃんとそれが分類のほうへ行って、分類のやり方自身の訂正につながっていくのかなと。これは矢印がないので、事後評価したものをどう生かすのかというのがよく分かりません。当たり前だから書かなかったのかなとは思いますが、公開の部分だとか、そのカテゴリ分類のやり方を今後どのようにリファインしていくのかとか、その辺についての質問です。

- **上條** カテゴリ分類についてですが、まず要請の検討をするときに、JICA のほうでカテゴリ分類をします。そのあと、一般の方々が JICA がどうカテゴリ分類したのかを見るのは、その要請検討の段階ではなくて、政府のほうで協力事業を決定した後、新しい年度の 4 月などに指示が外務省から来るわけですが、その段階で例えば今年の JICA が行う協力事業にはこういう事業があって、このカテゴリ分類は ABC どうですというものを公開します。A にした理由はこうです、B にした理由はこうです、C にした理由はこうですというものは公開する予定にしています。ただ、C のもの

は何か新しいことが分かってBになることなどがなければ、多分その段階で公開は終わってしまって、あとは特に環境社会面のことには対応しないで協力事業を行います。

AとBのものについて、主要な段階で情報公開することになっていますので、個々にどの段階で公開していくか、今、JICAの内部でこのガイドラインを踏まえてどういう業務フローにしようかということを考えていまして、その中で、どこで情報公開をしていったらいいのかということを検討しているところです。それは適宜ウェブサイトでも見られるようにしたいと思っています。例えば、ある国の何とか事業というものがあつたとしたら、最初の段階から情報が主要な段階ごとにクリックしてもらえれば見られるような形にして、もしその中でカテゴリ分類が変更になるということがあれば、その理由などが示せるような情報公開はしたいと思っています。

その中で、もしご意見があるということであれば、そのご意見を寄せていただければ、また確認作業などということはお出てくると思います。そこでウェブサイトを見ていただいて、もしJICAがBとしていたとしても、それがAだと、理由はこうだ、その事実はどうだというようなことを教えていただければ、それは事業部とJICAの中で今度新しく作る審査室が関与して議論していくということになると思います。

AとBになれば、第三者の専門家からの審査諮問機関にも諮っていくことを考えていますので、その議事録を見ていただくと、どんな議論がされたのかというところは分かると思います。ただ、その場合、Bをすべて諮問機関にかけるかどうかということは今ちょっと考えています。最初に協力事業が決まった段階では、すべての案件は一応諮問機関にかけて、説明はすることになると思いますが、そのあとBについては、ある一部のあまり大きな影響は生じないだろうと思われるものはJICAの中で対応して、情報公開はしますが、審査諮問機関にはかけないというものも出てくるとは思います。諮問機関に諮ったり、JICAの中で情報公開するということを見ていただければ、どんなことを検討していったのかというプロセスは分かるようにしたいとは思っています。

あと、ABCの基準を公開するかどうかということなのですが、今のところそれは想定していません。ただ、このABCをどう決めていくかというのは、本当になかなか難しい問題があつて、同じ事業であつたとしても地域が違えばBになるかもしれないし、Aになるかもしれないということもありうるので、基準を決めて、それで機械的に区分できるかということ、多分そういうものにはならないのではないかと思います。割と一個一個ごとに考えていかなくてはいけないのかなと思っています。

ですから、何かこういう基準でうまく整理できる、仕分けられるというものができれば、それはそれでまた公開をしようかしまいかと考えていいと思うのですが、今の段階は、このガイドラインに書いてある以上のことをうまく整理できるかとい

うところは、まだよく分かりません。多分、同じような事業で同じような立地環境だったとしても、時間がたつと考え方も変わってきて違ってくるということもあると思うので、本当に一つ一つ考えていなくてはいけないと思っています。

- 石中 確かにおっしゃることは分かります。個々のプロジェクトによって、なぜこれがAなのか、Bなのかというのは、当然地域によるし、時間軸によっても変わってくると思うのですが、仮に今回例えばCとしてやったけれども、結局時間がたつと本当はAだったではないかとなった場合、ではそれをどう評価するのかというのがよく分からないのです。Cとして、やり方が何が悪かったのかというのをわたしたちにも公開してもらって、こういうふう考えたからCだったのだけれども、実はこの考え方は間違っていました、次からはこういうふうにしますとかというのは、公にされるのでしょうか。
- 上條 評価した結果は公開しますので、協力事業が終わって評価した場合、その評価の結果は公開されます。だけど、Cが本当はAだったということはなかなかないとは思いますが、もしそういうことであれば途中で絶対に何かがあるわけで、協力事業が全部終わるときまで何もしなかったということは、多分ありえないと思います。時々チェックは入ると思いますので。もちろん、カテゴリ分類で何か新しいことが分かった場合には、見直すようにしていますので、Cにしてあったけれども何か新しいことが分かったということであれば、その段階で、もしBにしたほうがいいということになればBになって、そのBになった段階からはまた情報公開していくということになると思います。
- 南 6ページの上から2行目、情報公開の件で、「相手国政府の協力の下」というのは、どうして相手国の政府のところまで行ってしまうのでしょうか。
- 上條 情報公開は JICA としてはしたいのですが、それはきちんと相手国の了解を取りつけるという意味なのです。協力事業を始めるとき、最初にミーティングを持つときに、JICA としてはこういう手順で、こういう情報を公開していきたいと。本当は相手国自らにもやってほしいし、やってくればそれがいちばんいいのですが。だから、これは、そういうことを協力事業の最初にちゃんと話をして、了解もちゃんと取りつけて行うということを言いたいのです。
- 南 そのときは政府の関係者も同席して、という意味なのですか。
- 上條 相手国の政府の人ですか。
- 南 ええ。
- 上條 そうですね。協力事業を政府がやるということを決めたときに、最初に JICA の人間がだれか行って話し合いの場を持つのですが、そのときに例えば情報公開をどの段階でやるとか、そういう話し合いをするのです。相手国側にもやってもらいたいのですが、もちろん実際の地域の住民の人にもかかわってくるようなことであれば、本当は、そこは相手側にやってもらったほうがいいと思います。実際、住民

のかたとコンタクトをするということを JICA が直接やったら、それは多分話がこんがらがってしまうことが多いと思うので、そういうところは相手側にもちゃんとやってもら、そういうことで協力という言葉を使っています。

実際、途上国のことを想定すると、例えば字が読めないかたも想定されるので、そういうときには、やはり相手国側に特別な配慮をしてもらうとか、そういうことが出てくると思うので協力という言葉を使っているのですが、相手国側と協力して一緒にやりたいということです。相手側がもしそういうことまでなかなかできないとした場合も、少なくとも JICA 側は、自分のホームページでも公開したりはするという了解は取りつきたい。それも嫌だということになれば、多分協力事業は開始できないということになると思います。

○ 南 もう一つ、これはいい意味で、10 ページの「社会環境と人権への配慮」なのですが、先ほどもいろいろ追加文言とかありましたが、それを加えられて、すごくここを大事にされて、本当にこれが守られていくようなガイドラインだったら素晴らしいと思います。しっかりここは守っていったほしいと思います。

○ 上條 はい、分かりました。

○ 神田 最初に言い落としたことが一つと、追加したいことが3点あります。

言い忘れたことは、10 ページの 2.6 に「参照する法令と基準」という項目があります。そこの 3. のところに「JICA は、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する」という一文があるのですが、日本以外の先進国に限定する必要はないと、私は強く思いました。

と申しますのも、JICA の事業をされる国は多くが南の国で、先進国の多くは地理的にも北側にありますので、南の国どうしのグッドプラクティスの交換・参照ということを想定したほうがいいのではないかな。例えば、熱帯雨林の保護に関してのグッドプラクティスならば、これは日本にありようがない、あるいは先進国の多くにはありようがない事例ですから、そういった事例は、南どうしの南々協力というカテゴリに入ってくるのではないかと思います。これに限定する必要はないという意味で、このあたりの文言を削除、あるいは改定を考えたらどうかと感じました。これが一つ追加です。

それから、参加に関しての議論がありましたが、参加のところはきちんと書いたほうがいいと思います。と申しますのも、例えば 13 ページをはじめとして、ステークホルダーとの協議を行う、という文言はよく入っています。これは挙げていくと切りがないぐらい多くあります。これは大事なことだと思いますが、どうやって行うのかというところを、ある程度書く必要があるのではないかと思います。

そう申しますのも、私自身、コンサルタントの友人などと話をしていましても、最近国内の事例でも海外の事例でも、住民参加ということが強く謳われるという話

になりますと、そのノウハウに関して多くのコンサルタントが持っているわけではないと。地域に入っていくって、ひどいケースというか、極端なケースですと、シンポジウムを一つやって、住民の方の意向を聞く場を設ければ、住民参加だと謳わざるをえない、謳っているというケースもあると聞きます。そういったことを重ねたところで、それを以てステークホルダーとの協議といえるかどうかということは、多に疑念があるところでもあります。

地域の方々の各層が、きちんと参加して発言できる機会を設けるという意味で、例えば大きな場であれば発言できない方々もいらっしゃると思います。ですから、特に「女性、先住民族、マイノリティ、子供、老人、貧困層など社会的に弱い立場にある者の実効的な参加が確保させるよう努める」ということを、各々に入れるか、あるいは前段の部分の定義等に入れるかということは、検討の余地があるとは思いますが、特に政治的な意味合いから発言できない方々、あるいは社会的な意味合いから発言できない方々がこういった協議の場にどのように参加できるのかということは、明示的にしておかなければならない。これを活用されるかたの間に、そういったイメージがばらばらであると、せっかくのよくできたガイドラインが形骸化してしまう恐れがあるのではないかと思います。これが一つです。

それから、二つ目は、不遵守に関してお話を伺ってしまして、やはり質が異なるのかなと思いました。11 ページの 2.9 の議論に関してですが、開発調査と無償における不遵守のチェックと、技術協力における不遵守のチェックというのはちょっと性格が異なるのかなと。技術協力における不遵守というのは、JICA 本体でチェックできる、あるいはチェックすべきことなのではないかと思ったりもしました。特に 6 ページの 1.5 の 10. に、JICA 派遣専門家に関して、このガイドラインを尊重するという一文が入っています。逆にこういった JICA 派遣専門家の間でガイドライン不遵守という事態が起こったときは、これは JICA の責任でもってその専門家を召還するというのが十二分に可能ではないかと思います。そのあたりは明示されていないのですが、これは当然のこととして明示されていないのかどうかということを、確認したかったということがあります。

と申しますのも、技術協力における環境ガイドラインの不遵守というのは、広く考えますと JICA 派遣専門家がかわられる事業、例えば相手国における公共事業に専門家がかわられたときに、その環境事業がこの環境ガイドラインを大きく逸脱するような環境破壊や人権侵害を引き起こした場合、JICA 独自で判断して専門家の扱いを考えられるのではないかと思います。そういったことは想定されているのかどうかというあたり、ずっと読んだところで、歯止めが利くのかどうかというあたりが私自身は明確ではなかったのも、想定されているかどうかということと、そういった専門家は召還、いわゆる罷免に近いようなことができるのかどうかということを確認しておきたいと思います。

最後に、藤本さんから提案がありました普及について提案ですが、JICAの方々、特に上條さんなどがコンサル担当の業界などでお話しされるということも大事かもしれないと思いますが、そういった際にぜひ今回のガイドラインの改定委員会の人たち、学識経験者の方やNGOの面々と一緒に行かれて、そして立場を異にして見た場合に、こういったガイドラインのポイントはこういうことだよという話を付け加えられるということが、すごく大事ではないかと思います。

参加ということ一つ取っても、やはり事業を進めようということを前提されているコンサルタントの業界の方から考えられる参加という発想と、地域住民とのコンタクトを第一義に考えているNGOから見た参加ということでは、随分と様子を異にするということがあると思います。ですから、そういったセミナーなどでぜひ複数の人間できちんと丹念に説明していくことが大事ななと思ったために、提案したいと思います。長々とすみません。

- **上條** その不遵守のことなのですが、もちろん JICA はこのガイドラインの実効を確保するために、自らも必要な内部の審査体制を作るつもりなのですが、そういうことをしても気がつかなかったようなことがあって、現地の住民の方々に何か困ったことが起きてしまったということを想定して、遵守、不遵守にかかる体制を整えたいと思っています。

あと、専門家のことなのですが、もちろんいろいろな専門家がいて、相手途上国の公共事業所みたいなどところに行っていらっしゃる専門家のかたもいらっしゃると思います。JICAの開発調査や無償資金協力等に専門家が関与していただく場合には、もちろんこのガイドラインが適用されるわけですが、相手国が独自にやるような場合、独自にやる計画を作ったり、独自にインフラを整備するとかいうときに専門家の方が関わることは当然想定されると思いますが、そこまでこのガイドラインではカバーされていないと思います。

そこは、尊重するという言い方にしているのですが、ケース・バイ・ケースで考えなければいけないと思っていて、大きな非自発的住民移転が発生するようなことはしてほしいとは思わないですし、JICAが送った専門家がその計画作成に関与してしまうとか、その実行に関与してしまうということはあってはならないとは思いますが、そのことを想定してガイドラインを用意しているかということ、そこまではしていません。

- **土井** 土井弘行と申します。一つ教えていただきたいのですが、この JICA のガイドライン案と JBIC のガイドライン案のいちばん大きな違い、特にこの基本的事項の「1.4 環境社会配慮の基本方針」の中で、これは JBIC のものよりも優れている、JBIC の環境社会配慮よりも一歩進んだ考え方であるというあたりを教えていただきたいと思うのですが、お願いします。
- **上條** JBIC と比べて進んでいるとか、進んでいないとかということは、多分ないと

思います。同じような歩調だと思っています。JBIC と何が違うかといえば、JBIC は融資をするかしないかを決めるためのガイドラインというのでしょうか。プロジェクト・サイクルがあったとして、JICA は JBIC が担当する部分よりも上流部分を担当するというガイドラインだと思います。カバーする範囲が違うのだと思います。

JBIC は、例えば計画作成には関与しないわけです。実際に環境影響評価をして緩和策を考えると、代替案を検討するとか、アセスメントをやるとか、そういうことを直接 JBIC はやりません。そういうことは相手国政府にやってもらって、それを確認する、審査するというのでしょうか、確認するためのガイドラインという言い方をしています。ですから、用途が違うのだと思います。けども、JICA は実際の計画作りに関与して、実際に緩和策を作るようなところまで協力事業として行う。ですから、カバーする範囲が違うと思います。

計画を作る側が JICA だとすれば、それをチェックする側が JBIC という、大まかな言い方をすると多分そういう整理だと思います。どちらが進んでいるとか、どちらが進んでいないということはあまり分からないのですが、影響の範囲では、JBIC の環境面と社会面のスコープがあるのですが、社会面では JICA のスコープはそれより広がっています。

- 前川 アジア太平洋人権情報センターの前川です。3点意見があります。1点目は質問というか確認なのですが、先ほどから神田さんや藤本さんからも意見がありましたが、人権配慮の項目の表現の仕方、具体的には4ページの「1.3 定義」と8ページの「2.3 環境社会配慮の項目」、そして10ページの「2.7 社会環境と人権への配慮」の2.の項目の表現の仕方は、基本的には今日の意見を踏まえて、できるだけ共通した内容で表記していくという方向だと理解しているのかどうか、その点をお聞きしたい。

意見が出たのでは、例えば不法就労、これは非正規滞在といえるかどうかという問題がありますし、あるいは先住民はあるけれども少数民族が入っていないとか、国内避難民という人たちも国によってはたくさん大きな集団としてありますし、都市貧困層の中にもいろいろな層がいるわけです。この辺はできるだけ統一してカバーされるということなのかというのが1点です。

二つ目は、全体のバランスの問題なのですが、11ページの2.9、大きな項目で見たら「Ⅱ 環境社会配慮のプロセス」の柱立ては2.1から2.10まであって、いろいろなことがそれぞれ適切に書かれているのに、2.9だけがなぜか短く簡潔なのかというのにびっくりします。私からいえば、2.1から2.10までは決意表明みたいな理念ですが、実際それをやりますという決意表明は2.9に出てくると思うのです。そういう意味ではせっかく意欲的で素晴らしいものができているので、ガイドラインの適切な実施と遵守を絶対にやりますというメッセージを外に向けるためにも、ここはもう少し充実すべきだと思います。

バランス的にいっても、例えば 2.1 から皆小項目があります。例えば 2.1 は 9 項目あります。2.2 は 6 項目、2.3 は 3 項目、2.4 は 4 項目、2.5 は 7 項目、2.6 は 4 項目、2.7 は 2 項目、2.8 は 3 項目、しかし 2.9 はわずか項目一つだけというのでは非常に寂しい。恐らく 12 ページ以降の「Ⅲ 環境社会配慮の手続き」で具体的に書いているから省略されているという意図もあるかも知れませんが、12 ページ以降で書いているように、3.1 の要請確認段階でもガイドラインが適切な実施をされるようにやりますとか、3.2 開発調査とか、そういうところも含めて JICA としての決意表明がここに表れるような形で、少なくとも 2 項目ないし 3 項目の柱立てで書くべきではないかというのが意見です。

3 点目の意見は、20 ページのところですが。これは先ほども少し議論が出ていたところもあるのですが、モニタリングの問題で、1 項目目でカテゴリ A B についてはモニタリングするということですが、20 ページの 2 行目で「また、必要に応じて、相手国政府と協議の上、JICA が自ら調査を実施する」という表記になっているのですが、私はこの「また、必要に応じて」という文言は必要ではないのではないか、要らないのではないかと思います。JICA としては必ず自らモニタリングしますということにしたほうがすっきりしていい。つまり JICA 自身が調査をやるものとそうでないものがあるというふうに、逆にトーンダウンとして取られるのはよくないのではないかと思います。その点ひとつよろしくお願いします。

- **上條** 社会環境の配慮の表現文の統一について今日のご意見をいただいたので、今この場でイエスとかノーとか言えないのですが、持ち帰らせていただき、また 2 月のフォローアップ委員会の場でこういうご意見が出たということは皆さんにご紹介して、どういう対応をしようかということは、その場で JICA の意見は言うつもりです。

あと、避難民のかたなどのことですが、もしそういう方がいらっしゃるような場で JICA が協力事業を行うということであれば、そういう方々に対する配慮というのでしょうか、そういう方々も含めてどう対応したらいいのかということはちょっと考えなければいけないと思います。

あと、2.9 は言葉が 1 パラしかなくて省略したのかと。別に省略したつもりはなくて、このガイドラインの適切な実施と遵守の確保ということで、わざとパラを少なくして書いたわけではありません。ただ、わたしたちは今のところこの表現ぶりでもいいのではないかと考えていまして、こういう事項も入れたほうがいいというご提案をいただければ、それはまた考えたいと思います。

最後にモニタリングのことなのですが、基本的にはやはり相手国政府にやらせてもらうことだと思います。ここで考えているモニタリングというのは、技術協力プロジェクトのスキームの場合に想定しています。JICA は 5 年間ぐらいで引き揚げてきますが、そのプロジェクト自体は 5 年以降も続きますので、そのモニタリングに技

術援助が必要だということになれば、それは JICA が行いますが、実際にデータを取ったり、そのデータを分析したり、もし何かが起きれば必要なアクションを取るか、そういうことはやはり相手国側にやってもらわないといけないと思います。

ですから、それを相手国側にやってもらうことが大事で、JICA がやらないということが別にトーンダウンしているとは思っていません。ただし、本当に緊急なことがもし起きて、相手側に任せていたのでは問題が起きるという場合であれば、JICA が自らやってしまう場合もありうるということを言いたいのです。

そのモニタリングも、相手に任せたりきりで、JICA はデータが出てくるのをただ待っているだけなんですというわけではなくて、本当にモニタリングが必要な協力事業であれば、JICA の協力事業の項目の中に、モニタリングの強化を図るということも多分入ると思います。それで必要な分析方法を、相手側に学んでもらうとかということが入ってくると思います。ただ、実際にやってもらうのは、JICA はある時点で引き揚げてきますので、相手側が独自でやれるようにということで相手側にやってもらうというのが、わたしたちの趣旨です。

- **馬谷** 普及に関係することなのですが、このガイドラインは JICA の方や JICA のことがよく分かった委員の方が作られたので、ある意味では当然なのですが、これを読んだだけでは JICA というのは何かというか、JICA と日本政府の関係は分らないと思います。今日のやり取りの中でもそれは出ていたと思いますが、例えば原案で、外務省に提言するという部分を ODA ネットのほうは「日本政府に」と変えてみるというようなことがあります。JICA のこのガイドラインができて、それがちゃんと履行されていないという状況が出てきたときに、それは国会で取り上げられるのか、国会で取り上げられたらその答弁は理事長がやるのか、外務省の課長がやるのか、外務大臣がやるのか、その辺も分らないです。

この文章を読むのは日本に住んでいる人もそうでしょうが、外国語になって外国の人が読むわけだから、これを作った JICA というのは、ODA の主体である日本政府とはこういう関係にあって、自立的にはこういうことができるという文章をガイドラインのどこかに入れてほしいと思います。後ろでも前でも。

そのような説明に関しては今回の改定委員会で議論するようなことではなくて、正確に書いていただければできる話ではないかと思います。そういうのを付けたうえで、英訳ができるらしいですが、英訳と、できることなら国連の 5 か国語ぐらいはやってほしいと思います。というのは、今、金のない自治体でも頑張るときには 11 か国語ぐらいでパンフレットを作ろうというような時期ですから、JICA はそれぐらいのことはしてほしいなと思います。以上です。

- **工藤** ジュビリー関西ネットワークの工藤です。今、馬谷さんがおっしゃったように、ぱっと見たときに JICA って一体何なのだろうとか、そういう次元が分かっていないと、最初からついていけないような状況にもなります。

技術協力に関してはかなり最初から最後まで JICA が関わるということで、この技術協力という言葉一つ取っても、説明があるのですが、そこも非常に分かりにくい説明です。JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言の「2. JICA 協力事業における環境社会配慮の状況」、ここのところに協力プロジェクトはどんなものかということが、「各種協力形態を有機的に組み合わせた技術協力プロジェクト」と表記されています。

前回、川村さんを囲んで勉強会をしたときに、テクニカルがこの技術というふうになっているのだということで、いちいちハードもあればソフトもあるとご説明があるのです。中にいっぱい出てくる中で、法整備とかそういったものが入ってくるとまたご説明がありました。技術協力という言葉 4 文字を読んだときに、どうしても工業系の部門に限定されているようなイメージを、現在に生きるわたしたちは持ってしまうのです。

このテクニックとかテクニカルとかは、もともとギリシャ語で専門というような意味なのですよ。それぞれの分野のエキスパートというか、その技術を協力する。この技術という言葉は日本語で十分それを意味しているのですが、この「技術協力」となったときに、どうしても専門家のおじさんを派遣するのかなというようなイメージとして受けてしまいます。10 人中ほとんど 10 人がそういうふうに思うわけです。

関与されておられるかたは、何も思わないことかもしれないけれども、一般大衆を集めてパブリックコメントをもらうというのであれば、できるだけ分かりやすく、法整備等も含むとかと書いていかないと、「有機的に組み合わせた」、なかなか難しい話だと思います。

あと、先ほどのカテゴリ分けの件なのですが、当該地、途上国側としてはやはりプロジェクトはやりたいと思います。実際の話、表金、裏金とか、大きなお金を動かすと儲かる人はいっぱいあるわけですから、どんなプロジェクトも全部 A を C にしたいわけです。そのためにかなり情報を隠されてしまうと思います。そこで C が A だと分かったときというのは、何か大きなことがばれたということですよ。そのときに、南さんのご指摘があったところなのですが、「相手国政府の協力の下」、これは要らないのではないかと。これをやっていると、情報公開なんかできた話ではない。もちろん現地の力を持っている人、政治家を巻き込めますから外交問題に発展するし、非常に難しい話で、これはうまいこと書いていますが、実際やるとなると石中さんが心配されるように、何でもかんでも C にされてしまっていて、わたしたちの目に触れない。勝手に全部 C にされてしまうと。これは何をやっているか全然分かりません。結局、みんな心配しているのは、何のためにこれを行っているかということ、現地の人たちの生活保障とかそういったことに関心があるわけなので、そのプロジェクトのカテゴリ分けが全部 C にされてしまったらどうしようもないの

ではないかと、この2点をわたしは思いました。

- 上條 ご意見ということでよろしいですか。
- 工藤 そうですね。パブリックコメントを求められたいということであれば、本当に JICA って何なのという状態から、今度独立行政法人になられたということで、また今まで分かっていたかたも分からなくなったのです。せつかくこういう場を持たれているのですが、来ている人も少ないですし、もっともっとたくさんの人が、これが埋まるぐらい来てほしいというところはないのですか。お役所の方々はそんなことは余り分からないまま、ずっと、アホはほうっておいてさっさといこうと、今までそういうふうにならずとやってこられたわけで、難しく分からないようにしゃべって、なるだけ一般市民は黙っておかせて自分たちの好きなようにやりたいというような方法で来たと思うのですが、せつかくやられて、多くのかたに意見を求められたいのだったら、馬谷さんのおっしゃるようにそういったものもいるし、あとカテゴリ分けもちょっと・・・。

前回勉強会をしたときに、これは要らないのではないかという意見だったのです。「相手国の協力の下」、これを入れてしまうと全体的に協力がなかったらできないわけですからね。書いているものを読んだときにそういうふうに見えるわけです。もう少しカテゴリ分けのところをちゃんと。実際、難しいと思うのです。すごく難しいのですが。

それと、この情報公開の件と、その三つですね。もう少し分かりやすく。皆さんずっとおやりだからよく分かっておられると思うのですが、ぱっと見た人がやはり分かるようにもうちょっと説明的な要素も入れながら。協力という言葉一つにしても、いろいろな訳し方があるわけです。学術であったり、専門であったり、方策であったり、方法であったり、技法であったり、日本語でもいろいろできますから、そういった細かいところも含めてもうちょっと見てもらったらいいかなと思います。その三つぐらいです。

- 上條 ほかにご意見やご提案があればお聞きしたいのですが。もしなければそろそろ時間なのですが、よければこれで終わりにさせていただきます。

今日ご発言いただいた皆様には、後で議事録の案を作りましたらメールで送らせていただきますので、ご自身のご発言部分を、ちょっとお手数なのですが確認いただいて、また JICA のほうに返していただければ、それをそのままホームページに載せますので。

今日、たくさんのご提案をいただいて、うちのほうでテイクノートした分はちゃんとノートするのですが、もしご自身のご発言が心配であれば、念のためメールをいただければ確実です。それはちゃんと反映いたします。

今日は、本当に遅くまでありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

以上